

第四十回国 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和三十七年四月三日(火曜日)

午前十時五十二分開会

委員の異動

四月二日委員野田俊作君辞任につき、その補欠として中野文門君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
山本伊三郎君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
中野 文門君
一松 定吉君
松村 秀逸君
吉江 勝保君

政府委員

内閣官房内閣
審議室長兼内
閣総務大臣官
房審議室長
法制局長次長 高辻 正巳君
法制局長官 關 道雄君
総務室主幹 吉國 一郎君
法制局第三部長 小平 久雄君
総理府総務長官 佐藤 朝生君
総理府総務副長官 深見吉之助君
中央青少年問題
協議会事務局長 瓜生 順良君
宮内庁次長 伊藤 清君
事務局側
常任委員
会専門員

説明員

警察庁保安局 西垣 秀正君
交通指導課長
大蔵省主計 高柳 忠夫君
局主計官
大蔵省主税 吉國 二郎君
局総務課長
運輸省港湾 岡田 良一君
局参事官
運輸省自動車 増川 遼三君
局参事官
労働省職業安 北川 俊夫君
定局調整課長

本日の会議に付した案件

○総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、野田俊作君が辞任され、中野文門君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

政府側から出席の方は、小平総務長官、佐藤総務副長官、江守審議室長、關總務室主幹、深見中央青少年問題協議会事務局長、瓜生宮内庁次長、説明員として大蔵省吉國主税局総務課長、高柳主計局主計官、岡田運輸省港湾局参事官、増川運輸省自動車局参事官の方々がございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○山本伊三郎君 まず冒頭に、総務長官にちよっと聞いておきたいんですが、本案によりまして、相当審議会、また、調査会が設けられるんですが、どうも政府のこの審議会に対する態度——予算委員会でも審議会の答申を尊重すると言っているけれども、まあ池田総理があれで尊重しているのだから、どう言っているのですが、われわれから見れば、審議会、調査会の審査過程から見ると、どうも納得できない。そういうことだったら、もともとこういうものをもう作らずに、政府の責任であらゆる施策の立案をやつたらどうかと思ふのですが、政府としての考え方——考え方より、決意と申しますか、そういうものをばっちりこの審議会にのる前に総務長官から聞いておきたいのです。

○政府委員(小平久雄君) 最近、審議会あるいは調査会等の問題につきましていろいろ話題になっておりますことは私も承知をいたしております。しかしながら、原則の問題といたしましては、せっかく調査会なり審議会にて御審議をいただいた得ました答申というものは、これを尊重をいたしていくという建前は、これはもう当然とらなければならぬ問題だと私も考えております。お話のうちに、あまり尊重しないならば政府が責任をもつてやつたらしいじゃないかと、こういうお話でございしますが、何分まあ最近の行政と

いうものは、非常に専門的な知識をどうしても要する、専門的な知識を拝借するというのが必要になって参つておりますので、また一面、広く一般国民の声を聞くというような意味におきまして、こういった専門の知識経験の有せられる方を主とした調査会、審議会等を通じて、これらの方々の御意見を十分拝聴し、これを尊重してやつていくということは、やはり今後におきまして必要なことじゃないかと考えております。

ただし、現在、調査会、審議会等が相当な数に御承知のとおり上つておりません。また、ほんとうに役立っていないようなものは、これは極力むしろ整理すべきだと、こう考えると同時に、また今後におきましても、新しいものについてもなるべくまあふやふやで済むものはふやふやでいい、こういふ考え、これらにつきましては、政府におきましても両者とも努めてさような方向に持っていきたい、かように考えているのであります。

○山本伊三郎君 この政府の審議会、調査会に対する考え方は、これは私は否定できないと思ふのです。戦後民主的な政治の実現のためには、広く学識経験者、いわゆる国民の声を聞いて、それを施策に現わすというこはいいことなんです。ところが、あまりにこれに藉口して作つて、そうしてせっかく努力して答申をしても、骨抜きのような形にされる。私は予算委員会ではあなたに迫つたのですが、農地被

買収者問題調査会にしても、あれが生まれるまでに三回の国会を経過して、相当この委員会でもんで、相当議論を戦わしてようやく、われわれは反対いたしましたのが成立した。しかし、それについて、ようやく答申を出そうという直前になって、政府は別の考え方であらう融資問題を出してくる、われわれはほんとうに審議した者から見ると、非常に何か肩すかしと申しますか、われわれは、こんなものならいいかげんにやつたらいいじゃないか、こんなものは作らぬでもいいじゃないかという気持ちになるのです。そういうものが私は将来大きく影響するのじゃないか。また、そういうことの調査会なり審議会の委員になられた方々の立場にしても、せっかく努力して答申したものを、政府が尊重しない。それなら一応おさなりの形で、お茶を濁しておこうじゃないか、そういう気持ちになるのじゃないかと私は思う。しかし、幸いに各委員の人たちはそういう人はいないと思ひますが、そういう風潮を醸成してはいけないと思ひますので、特に総務長官に冒頭に聞いたのですが、なるほど答申そのものをすばり聞くということになれば、これは政府なり国会の存在ということも無視されるのですから、これを私はそのそのままの答申を実施せよとは言わない。しかし、本筋である、だれが見ても当然だということ、を、しかも農地の被買収者問題については、答申を待たずして、そういう措

置をとるということに対しては、私はきわめて不満がある。選挙制度審議会にいたしても、一応はまああの答申が出て、まあその上でいろいろ問題があつてあつた原案が政府で作られたんですが、それはまだ方法においては一応答申の出た上でそれをしんじやくしたと言いがらやるけれども、農地被買収においては、もう答申をせんとする直前においてあつた政府が勝手な措置をとることは、たとえどういふ弁明をされてもわれわれとしては、この審議にあつた一員として、是非にふんまんをしておるのである。まあ、将来どういふことのないように総理にも十分言つてもらいたいと思ふんですが、もう一回その点について。

○政府委員(小平久雄君) 先ほど申しましたように、若干の審議会、調査会等について最近話題になり、また、議院におきましてもいろいろ御議論をいただいたことは万々承知いたしております。したがって、われわれもいたしましては、調査会、審議会等の御意見につきましては、その答申をできるだけ生かして、あるいは立法化し、あるいは予算化するという方向に最大の努力をいたして参りたい、かように考えております。

○山本伊三郎君 この問題については、また、この審議の過程で他の委員からも政府に言われると思ひますから、私はきょうはその程度にしておきます。先ほど申しますとおり、再々繰り返しますが、答申を尊重する度合いということとはこれは一応別としても、審議会の答申を待たずして、そういう審議会、調査会を無視しておるような態度は、今後厳に戒めてもらいたいと思ひます。これは私から希望しておきます。

○政府委員(瓜生順良君) この九十五名は、定員外の職員を定員の中へ繰り入れるということでございます。○山本伊三郎君 これはどういふ労働者――宮内庁でどういふ作業をしておられるんですか。

○政府委員(瓜生順良君) いろいろございまして、皇宮用財産の整備のほうの下働きをしている人、整備といひますと、その中には土木の関係とか、いわゆる大工の修繕の関係がありますし、建築の関係もありますし、配管とかそういうような関係もあります。一部、清掃の関係、きれいにするというような関係のものもございまして、それから三三三の牧場あたりで家畜の世話をしておる人、農場の世話をしておる人、そういうのがあります。なお、事務的に、この事務的の下部の手伝いをするというふうなものもございまして、

○山本伊三郎君 この前、内閣委員会で実は皇居内を視察しましたんで、天皇の書院といひますか、お住居といひますか、あれはもう完成したんですね。

○政府委員(瓜生順良君) 天皇陛下のお住居は完成いたしました。これは昨年の秋に完成しております。

○山本伊三郎君 それからもう一つ、去年問題になつておつた皇居の一部を

公園に開放の問題ですね、あれは進行状態はどうなつておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇居のいわゆる東側地区と称している所でありまして、約十坪のものが、この部分につきましては皇居付属の庭園としてこれを整備して、行事に支障ない限りにおいては一般に公開するという線で、現在その整備をする上の事業を進めつつあります。三十六年度の事業でいろいろ木を植えたりいたしまして、なお三十七年度に入りまして、うまやを作りまして、馬車庫を作つたりして、今ありますうまや、馬車庫をこわして緑地にするというふうに計画を進めております。完成いたしましたのは昭和四十年になるかと思ひます。完成しますと、その行事に支障がない限りは、一般に公開をするということをやの方針でございます。

○山本伊三郎君 新しい皇居の造営といひますか、あれはどういふ進捗状態になつておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) この皇居の中には、陛下のお住居、それから公式の行事をされる宮殿、宮殿のほうだと思ひますが、これは三十七年度中設計を完成いたしました。三十八年から工事にかかるとして、三十八、三十九、四十、四十一と、昭和四十二年に完成する見通しで仕事を進行中でございます。

○山本伊三郎君 この常勤労働者なり、宮内庁のこつち職員は給与は、あれは国家公務員の第二表になつてゐるのですね。

○政府委員(瓜生順良君) 今までは常勤労働者の予算になつておりました、これを今度引き直しますと、そのうち

で第一表になる人と第二表になる人があります。第一表の者は事務補助の人、第二表になる人は技術、技能の關係、第二表の技術、技能の關係の人がずつと数が多いわけでございます。

○山本伊三郎君 宮内庁のやつはその程度にいたします。

次に税制調査会、大蔵省。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 速記を始めて。(速記中止)

○山本伊三郎君 税制調査会の説明によると、一応廃止という形になっていまして、新たに設けるという形です。が、実質的にはこれは期間延長といひか、継続という形のように考えられるのですが、どうですか。

○説明員(吉国二郎君) 税制調査会は、御承知のように、三年の期限でこの三月三十一日で一応廃止になったわけでございます。今回の新たに設けます税制調査会は、附則ではっきり書いてございまして、新たに設置されたものと見なすということにいたしております。また、委員の任命等新たに行なわれるという予定でございます。したがって、税制調査会令等も全然新たに作るという前提にいたしております。

○山本伊三郎君 そうすると、現在の税制調査会のメンバーは、これはまだできるまでは人選はしておらないと思ひますが、相当かわられますか、予定は。

○説明員(吉国二郎君) 今度の税制調査会は、若干字句も変わつておりますように、税制の「基本的事項」を審議

するといふふうに申しておりますが、この「基本的事項」と改めましたのは、実質的にその大きな違いはございませぬけれども、税制調査会としては、今後期間を切らずに、税制あるいはそれに関連する基本的な問題を討議するといふことにいたしておりますので、現在まだ人選等については法律でも通つていない段階でございますので、もとよりきまつてはおりませんが、かなり色合いの違つたものになることにせざるを得ないのじゃないかという感じはいたしておりますが、具体的なことはまだきまつておりません。

○山本伊三郎君 問題はそこにあるのですけれども、現在ある税制調査会は主として毎年度減税に関する答申が相当大きいウエイトを持つておつたと思ひます。基本的事項といふことになると、僕らの浅い税制知識から申しまして言ひますが、税制を根本的にひとつ検討しよう、こういう趣旨がこの調査会の中に盛り込んでおるのであるか、その点ちょっとお伺ひします。

○説明員(吉国二郎君) 税制改正の根本となる、基本的に税制体系全体を考慮するといふことは、もとより入つていと思ひますし、また、税制に関連する幾つかの基本的な問題、たとえば調査会でもやり残したといつております資産所得、たとえば利子、配当の課税を相互にどのように調整して考えるか、あるいは間接税については、その転嫁の実態をつかまえて、実際の負担がどうなつていふかといふような掘り下げた問題を検討することになるのじゃないかと思つております。

○山本伊三郎君 そうすると、予算委

員会でも大蔵大臣が、来年度も引き続

の過程では自然に変わつてきます。

題といへば、ずつと明治の時代は知りませんが、大正時代から見て、いろいろ税制が変えられておりますが、結局は、名前なり法が変わつても、税といふものは、各国の状態を見てもそう天と地と変えるような形は私は出てこないだらうと思う。しかし、長い歴史

○山本伊三郎君　これは総理府総務長官に、今度大蔵省の設置法も来るから、そのときに大臣にもたしますけれども、この説明だけ見ると、「基本的事項を恒常的に調査審議するため、名称は同じでありますが、新たな機関」として設置しようとするものであります。」ということを、これをすらすらと

税のいろいろ専門的な知識からそういうものを検討するといふふうに受け取るのですが、これもなおもう一べん確かめておきますが、先ほどメンバー全部やりかえるのだということを言っておられたが、もし先ほど総理府長官が言われたように、年々の減税問題もこの中に扱っていくといふなら、その

うに、審議会に対する政府の措置とい
いますか、態度というものは、あまり
われわれとしては信用できない、残念
なことだけれども。したがって、われ
われもこの審議会、調査会は、今まで
相当信用してやってきているのです
が、今後はそう簡単にこの問題を、そ

○山本伊三郎君　これをあなたにあまり言うのはちよつと無理かと思うのですが、予算委員会を通じてずつと質問しておると、大蔵大臣は地方税に対しては比較的冷淡じゃないかと思うのです。やはり税制全般については大蔵省の主税局がそこがやっておると思う

しかし、法律を作るときは発言権はやはり大蔵大臣が強いと思う、税制については、また、そうあるべきだと思ふ。地方税が独立してこれがあるべきものでない。国税と地方税が均衡がとれておるかどうかという事は非常に大きな問題です。そういう点において大蔵当局に特に言っておきたいのですが、現在国税と地方税を見ましても、基本問題を調査されるときに、地方税は比較的政府としては軽く見ておる。今の税体系からいって予算の約七割程度はやはり地方の補助金とか、あるいは交付税とかによつてすべてやられておるが、その地方税の税源は国税と比べてウェイトが小さい。こういう点、私は地方自治の確立から見ても非常に矛盾があると思う。したがって、そういうものもあわせてやはり今度のこの調査会で十分検討をしなければならぬと思ふのです。あなたこの点についてどう思ひますか。

○説明員(吉田三郎君) 税制調査会には、御承知のように、総会のほかに三つの部会を設けまして、税制一般部会と、企業課税部会、さらに税源配分部会というものを作つたわけでございまして。この税源配分部会というのは、国と地方との税源の配分が適正であるかどうか、それをいかにすべきかという問題を検討したわけでございまして、非常な時間をかけてやつたわけであります。ただこの問題は、御承知のとおり、地方税は各団体の個々の収入が非常に程度が違いますので、ある税を、独立税をふやしますと、それによつて当然交付税が減るか、あるいは補助金が減るわけでございしますが、ある団体では地方税がふえたために非常に収入

入がふえる。補助金が減つた影響よりも独立税がふえた影響のほうがはるかに多いということがございします。半面に、ある団体では税収がほとんどふえない。交付税とか、補助金ではうんと減つておるといふようなアンバランスが起るわけであります。その点を非常に詳しく検討したわけでございします。最後に出した結論が、今度のような所得税の一部を都道府県民税に振りかえるということ、初年度は約百十億円の税源を付与したわけでありますが、これは実に小さいと申ししますが、実はシャープ改正以来何年もこの問題をとり上げてきましたが、今度の改正はあれでも相当大きい、調査会としても相当力を入れてやつたわけでございします。調査会の中で幾つか残した問題の一つの問題は税源配分の問題だ。さらに地方財政、国家財政の問題、地方行政の問題までほんとうはからむのだということを言つておりますが、これが将来の大きな問題であることはもとよりでございまして、大蔵省としては地方税の問題に決して冷淡ではないのでありまして、それだけ問題が困難であることは事実であります。

○山本伊三郎君 予算委員会のむし返してはいたのですが、今度の所得税を地方税に委譲して、そのかわり入場税と税を国税にした、あれで池田総理大臣と大蔵大臣の答弁があつたのですが、国税と地方税は性格が違ふ、地方税は負担分任の精神から、いわゆるある程度確定ではないけれども、国税の所得税のように累進課税ということばちよつと無理だといふ御説明であつた。私はそれについて反駁の余地があつたのですが、時間がないから言つ

ておかなかつたのだが、あなたは専門家だからどう思ふか参考までに。国税が応能主義で地方税は応益主義だといふ原則は認めるが、もし府県民税に対する比例税、百五十万円を境にして二、四の比例税、県民税の負担分任の制度から考えると、もつと基礎的な自治団体である市町村の住民税、これがふつとない、だから非常に食い違ひがあるのです。だからあなたに言われるように、これは税源の配分、貧弱団体と富裕団体における調整の問題が一つあると思う。あるいは累進課税になると、富裕県はうんと税収に県民税が入る、それではいかにぬからというので、若干無理があるが、あるいは極端な比例税にしたと私は思つております。その点あなた責任を明らかにしてくれと申しませんが、あなたのお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(吉田三郎君) ただいまお話のございました地方税について比例税率のものはいかどるか、これは御承知のように、北陸三国の中でも極端なそういう形をとつたものがある。まして、世界的にもそういう例があるわけでありまして。府県民税だけをやって、市町村民税をやらなければこれは確かに問題があると思ひます。ただ御承知のように、市町村の場合には、府県に比べて自治団体が多く、その影響を見きわめるのに非常にむづかしいのであります。でありますから、早急の間というか、かなりの準備が必要であります。そして、そういうことで府県民税はああいう形にしたわけであります。ただ所得税にいたしましても、道府県民税にいたしましても、市町村民税に

いたしましても、所得課税の総合負担というものを考えるときに、すべて一括して見ているのが実情でございします。たとえば外国で課された所得税額を控除する場合に、この場合は所得税から引いて、府県民税から引く、市町村民税から引く、たまたま市町村、府県、国で分割してとつておりますが、その総合負担は一本にして考えるべきものでございします。そういう意味から申しますと、全体を通じた総合負担がなだらかに累進課税が入れられれば所得課税としての理由は十分立つと思ひます。先ほどおつしやいましたように、道府県の場合、地域が国に比べれば狭いのであります。だから極端な累進課税をとりましても、収入の偏在が起りますし、かえつて収入の安定を害するということ、それから国から受ける受益と地方団体から受ける受益が個々の場合にかなり違ひ、かなり具体的なものが地方の場合には受益として現われてくる。そういうことを考える

と、今回のような考へ方は今後とも十分検討すべき問題じやないかと思ひます。

○山本伊三郎君 大体あなたの言う基本的な考へ方については私はあまり異議がないのですが、今度のとられた措置はきわめて私は政策的という言葉を当てるかどうか知らぬが、根本的な考へ方には私は矛盾していると見ています。ただ、財源調整という意味において、相当あつた措置をとられたと思ひますが、御存じのように、地方税では、府県民税でも市町村民税でも一応均等割で、負担分任の考へ方というものは、一応われわれは満たされておるのです。これは千万円所

得があつても、年に十五、六万円の者でも、一応均等にしておる。一千万円の者と、それから十五、六万円の者と、一率にすると、問題にならぬほど下に高い率になつておる。それで一応取られておる。所得割について、やはりその考へ方を超越して、収入の多い者については、やはり課税率が高いのだ、こういう考へ方で地方税制が調整されておる。それに今度府県民税についてのみあつた比例税で、総合して考えれば、下に厚く減税して、上を薄くする、やはり計数を見ますと、高額所得者はやはり有利になつておる取り方になるのです。しかも、そうすると、市町村民税もそうしなければならぬにそうしていい。そこらに問題があるということ、私は追及しておるのです。これは何も議論することはない、時間がたつたからやめますが、しかし、私は地方税を通過して、特に市町村民税、府県民税、それから富裕市と貧弱な町村、これはどうしても税制の基本的な問題を取り上げるときに考えなくちゃならぬことだと思ひます。おつしやるとおりに、今日の地方税制をどう改革しようとも、高知とか鳥取とか、あるいはその他の貧弱な税源しか持たないところでは、救済の余地がないことはわかる。高知の場合なんかは、国税あるいは地方税を一括して全部県に入れても、なお、県の一年の予算額に満たされないという状態ですから、どれほど税源配分の問題がむづかしいかはわかるのですけれども、それに対しては、われわれの考へ方があるが、これを言う時間がないから言ひませんが、そういう点をひとつこの調査会がで

きた場合に、十分市町村の状態を考へてやらなければ、町村の行政水準を上げるといつてもできませんから、この点はひとつ十分考へてもらいたい。その点について聞いておきたいと思ひます。

○説明員(吉田二郎君) 地方税の問題につきましても、今後も調査会の議題としてやってくことは間違いないと思ひます。しかし、おっしゃったように、府県よりもさらに市町村にむずかしい問題があることも事実でございます。

○山本伊三郎君 それでは、同じ所管だと思ひますので、補助金等合理化審議会、これも大蔵省でよろね。一緒に大蔵省関係について質問します。

この補助金等合理化審議会、これはおそろしく今回初めてという審議会がござえられると思ひますが、この説明には若干触れていますが、きわめて簡単ですが、この合理化審議会を作る動機なり実情、それをちょっと簡潔に説明願ひたいと思ひます。

○説明員(高柳忠夫君) ただいまの地方税の問題から、お話をいたしましたように、地方の行政を行なつていく場合に、国の財源措置をどういうふうにしたらばいいかという問題が最近特に大きい問題として取り上げられていくわけでございますが、その一つの行き方といたしましては、税制調査会を取り上げておる国税と地方税との配分関係、これはただいまお話があったとおりでございます。そのほかに、もう一つ大きな柱といたしましては交付税制度がございまして、税源の貧弱な団体に對しましては手厚い交付税の配付を行なうという方法がございまして、さ

らに地方の財源のうち、大体六割以上を占めておりますところの国からの補助金、この補助金の配付の仕方というものが同時に地方の財源措置並びに地方の行政のあり方に大きな影響がございまして、最近の国、地方の行政の状況からかんがみまして、この補助金制度というものがもつと根本的に考え直す必要があるのではないかと、こういうのが審議会を設置する動機であるかと思ひます。

○山本伊三郎君 この説明書によると、大体補助金、交付金等合わせて六千億、これは地方の教員に対する国庫半額負担というやつも含めておるのですか。

○説明員(高柳忠夫君) 全部、補助金、負担金すべてを含んでおります。

○山本伊三郎君 税制からいへばもちろんこの地方交付税は含んでいませんね。

○説明員(高柳忠夫君) 交付税は含んでおりません。

○山本伊三郎君 この六千億、大体これはラウンド・ナンバーですが、私はもう少し、ちょっと計算書を持つてこなかったですが、交付税を含めず、各種団体に対する交付金は七千億近くあったのじゃないですか。ちょっと私資料持つていないので言えないのですか。

○説明員(高柳忠夫君) 三十七年度の予算では六千二百億円という計算になっております。

○山本伊三郎君 このうち各省別にしておもだったやつでいいのですから、おもだったところで各省別にして順位どういふ程度になつてゐるか。農林省

が非常に多いように思つたのですが、この点ひとつ。

○説明員(高柳忠夫君) 六千二百六億円の各省所管で、一番大きいところから申しますと、文部省の一千八百三十七億、厚生省の一千七百七十五億、農林省の八百四十八億、それから建設省の七百五十三億というのが目ばしいところでありまして。

○山本伊三郎君 総理府所管はどのくらいですか。

○説明員(高柳忠夫君) 総理府所管では二百六十五億円であります。

○山本伊三郎君 文部省、これは先ほど私ちょっと尋ねた教員の半額負担が入つておるのですか。

○説明員(高柳忠夫君) そうでございます。

○山本伊三郎君 それから農林省の八百四十八億円ですか、これは食糧会計に対する赤字補てん、あれはもちろん別ですね。

○説明員(高柳忠夫君) それは入っておりません。

○山本伊三郎君 農林省関係ですかね、八百四十八億。これ調べるとういぶん小さいやつも相当あるのですが、これは大蔵当局としてどうですか。具体的には必要によつてあとで言いますが、十億円単位のやつも相当あるように私は見ておるのですが、各種団体にいく場合です、そういうのは必要ですかね。

○説明員(高柳忠夫君) 空細な補助金は必ずしも農林省だけではございませうが、特に農林省には多いことは事実でございます。それは農林行政が農業の奨励的、助成的な意味を多分に持つておりますので、その作用を行なう

手段として補助金が従来から有効な手段としてとられてきておりますので、金額の高い問題もございまして、補助金を出すことによつてそういう施策を行なうという傾向が顕著でございまして、したがいまして、金額から見ると必ずしもそれが適当でないと思われ、毎年特に農林補助金につきましては、金額の増加をはかるべきものについては、はる、それから効果の薄いもの、または目的を達したと思われものについては、なるべく統合理を行なつて参つております。

○山本伊三郎君 そういういろいろの問題があるから、今度補助金等合理化審議会を作つていろいろそういう点を審議されるのだからと思ひますが、私は、この審議会を待つてもなく、整理しなければならぬ問題が私は相当あると思ひます。私専門でないから、また、後ほど日をあらためて具体的に質問をされると思ひますが、聞いておきたいことは、合理化審議会は、大蔵省が主管されるのですか。総理府が主管されるのですか。どこで主管されるのですか。

○説明員(高柳忠夫君) 法制的建前からいいますれば、総理府が所管することになります。実務は、内容は予算に非常に密着したものでございまして、大蔵省がお手伝いすることになると思ひます。

○山本伊三郎君 そうだと思ひます。が、やはり大蔵省がこれは指導権を持つてやられると思ひます。これはひとつ今後の実績を待つてまた質問もいたしますが、これは十分ひとつやつてもらわなければいかぬと思ひるので

す。助成金というのは、助成金そのものでなくして、助成金によつてその団体に助成金を出す目的の実を上げようというものの、助成金自身で仕事をやれるというものは実際にはないと思ひます。これはそういう以外のものもあります。したがつて、何か各種団体が自分らの小づかいをもらう程度に有力な政治家に働きかけておるものがある。ほんとうの現状です。それで一口々々見るとそんなものでもないやうですが、集まると大きな金になりますね、八百何億という。したがつて、少なくとも百億という金が集まれば、私は相当大きい農業改革についても資源として持ち得ると思ひます。それが非常に分散されて、細分されておるものですか、何か有力な人へお話をして、それで少しもらつてくるという、しかもその金は助成金ということであつて、何に使われておるかからぬという場合がある。こういう話があるのですよ。私はある町村に行きましたら、村道ですか、改修するのにいろいろの理由をつけて村長が何か百二十万円くらいもらつてきた。大蔵省だつたかあるいは建設省か、自治省か、どこか知りませんが、来るというので、完成しておかなければいかぬというので、村民道に列つて、バラスをまん中において、これで百二十万かかつたのだ、こういうことを言つたというのを聞いております。これは信憑性はまた後日資料を持つてきます。そういうことで、とにかく私は補助金には疑問を持つていて一人なんです。幸ひこの審議会ができた以上は、そういう点は十分私は調査をしてもらいたいと思ひます。そ

れがよいとか悪いとか言いません。これはやはり村には村のいろいろの問題があつてやつておられると思います。私はそれを非難したくはないと思ふのです。しかし、国の方針として補助金が、あまり何と云ふか、散漫といひますか、そういう点に出されておる。こういうことは厳にひとつ根本的にこの審議会で検討されて、重要な資源といひますか、財源を、しかも税金によってやられておられるのですから、その点は十分やつてもらいたい。この点について総理府総務長官と言いたいのですが、今の大蔵省の所管だと言われるので、あなたからひとつその点について、大臣だったから所信を聞きたいといふところですが、あなたの考え方を聞いておきたい。

○説明員(高柳忠夫君) 御意見のとおりでございます。大蔵省といたしましては、補助金を支出する以上は、その目的の効果が十分確保されるという面を重視しているわけでございます。同時に、地方の行政、特に地方自治の建前から申しまして、そういう零細な補助金を獲得することに、理事者その他の方々が能力の大部分を費すといふことはばかげた話でございます。それで、やうな形で財源を付与して、やうしてつはな地方自治が行なわれる、こういうふうな方向へ財政制度をもつていきたい、その一つの考え方、その現われで、この審議会で設置して、その成果を期待するところでございます。

○山本伊三郎君 この審議会は、大体二年の期限を付してあるのですが、これが最後の結論を見るまで、この答申といひますか、そういうものをやらす

に、そのつどやはりある問題について結論が出れば答申なり意見を政府に出す、そういうことになつてゐるのですか。

○説明員(高柳忠夫君) これは審議会でございまして、審議会の委員の方々の御意見を伺わなければならぬといふことでございまして、一つは内閣総理大臣の諮問にこたへるといふ法制上の建前になつておられますので、諮問の仕方によつては中間答申をお願いするといふこともあり得るわけでございます。必ずしも二年たたなければ答申が出ないとも考へてはおりません。

○山本伊三郎君 大体、この審議会のメンバー、もうすでに構想があるので、
○説明員(高柳忠夫君) ただいまは国会で法案の審議中でございますので、具体的な人選といふところまでは行つておりませんが、大体の心づもりをいたしましては、一般の言論界、財界、それから地方行政、国の財政制度に明るい方々、そういうものが各界のやや事務が専門的に属する分野でございすので、そういう十分豊富な知識経験のある方を頭に揃えております。
○山本伊三郎君 それでは大蔵関係はもうこれでいいと思ひます。きょうはいいと思ひます。
次に、港労働等対策審議会ですが、これについてひとつ……。この港労働等対策審議会、これは港労働者は相当問題を現在も起こしつつあるのですが、これはどこの主管ですか。もちろん法律からいへば総理府ですが、これはどういふ趣旨でこの審議会を作られたか、ちよつとそれを承りました。

○政府委員(小平久雄君) この審議会に実質的に一番関係の深いのは、申し上げるまでもなく、労働省と運輸省でございます。各省と関連がございまして、総理府に設置いたしましたわけでございます。この審議会の主要なねらいは、目下非常に問題になつておられる港労働者の安定対策、あるいは船ごみの緩和等の問題、これらを中心にして御審議をいただくこと、こういうねらいを持つてゐるわけでございます。

○山本伊三郎君 労働省の管轄だと思ふのですが、現在、港労働組合は今問題をやつていますね。現状はどうなんでしょうか。ちよつとそれを聞いておきたい。

○説明員(北川俊夫君) この春國の一環といたしまして、全港の労働者が賃金の引き上げ、それから時間短縮、それから、さらにILOで決議がございす港労働者の恒常化、法制化の問題、そういうような要求を掲げまして、三月の二十七日に統一行動、主として地方港を中心とした一日のストライキをやつた状況でございす。なお、太平洋関係の諸外国の港労働組合にもいろいろ呼びかけをいたしまして、当日、そういう関係の同情スト的な呼びかけをやつたようでございますが、これに關しましては、そのストライキが実質的には行なわれなかつた、そういう情報を得ております。

○山本伊三郎君 現在、この港労働者の平均賃金はどれくらいになつていますか。
○説明員(北川俊夫君) 港によつていろいろでございますが、労働省でやつております屋外の労働者の賃金で申し

上げますと、職種によつて違ひますが、デッキマン、ウインチマン、沖仲仕、それから沿岸仲仕と、こういうふうなところで申し上げますと、デッキマンが常用で千四百三十八円。一日当たりの賃金であります。ウインチマンが千二百七十五円、沖仲仕が千二百六十三円、沿岸仲仕が千七百二十円、こういうことでございす。一般の土建労働者等に比べましては、割高の賃金になつております。

○山本伊三郎君 この港労働者は、先ほど言われた法制化を要望してゐるというの、これはもう日雇いのような形が今も続けられておると思ふのですが、これはもう昔から沖仲仕、いわゆる港労働者といふものは、炭鉱労働者ともあまり恵まれておらないのが、わが國の伝統なんです。労働省は今度、賃金を作つていろいろ積極的に考えられておるのですが、私は、この数字を見ると、なるほど千四百、千二百円といふと、相当高額の給与だと言われますが、その他の労働者、いわゆる一流産業に従事してゐる労働者から総合的に見ると、やはりうんと低いと思ふのです。そういう点について労働省として、港労働者は外国等でもいろいろ問題があることを聞いておるのですが、これに対する法制化、あるいは各雇用主に対して、労働者が働く場合、もう少し安定した雇用関係といふものを考えられぬかどうか。これは、もちろん雇用主と労働組合の団体交渉でやるんだといふことを言うてしまふは別ですが、労働省としての労働対策上、どういふふうに考えられておるか、そういう点、聞いておきたい。

○説明員(北川俊夫君) 先生御指摘の通りに、港労働者につきましては、金額をいたしましては、相当高額の賃金を得ております。労働の質的内容からかんがへますと、やはり最近、人手不足の土建関係の労働者に比べると、相対的に低い賃金になつております。したがしまして、最近の船ごみその他でかなり労働者が非常に不足しておる。そういう状態が出ております。

それから、御指摘のとおり、港労働では、まずやはり非常に船の出入りが不規則といひますか、波動性がございす。常用労働者よりもむしろ日雇い労働者を雇用する確率が多い。そういう状況がございす。それから労働条件にいたしましては、賃金以外の福祉施設が、非常に他産業の労働者に比べて悪い。こういう点に注目いたしまして、労働省では、三十一年以来、港労働関係の問題を特に取り上げまして、労働省の内部での協議会を設けて、いろいろ恒常化あるいは雇用の安定化を検討して参りました。そのために、港労働手帳の交付、あるいは常用化の促進、そういう行政指導をやつてきたのでございす。港労働の問題は、特に港運送業者だけで解決できる問題じゃございせん。また、行政の面でも、労働行政あるいは運輸行政、さらには通商行政、そういういろいろの各部門が有機的に結合しておると思ひます。入り組んでおります。その中で何らかの調整をやらなければならぬ、こういう観点に立ちまして、このたび、内閣に新しい審議会を設けていただいて、そこで今までの労働の面だけで分析して、そこで今までのを、総合的立場で御検討をいただ

く、そういうことにいたしておりました。したがって、われわれといたしまして、そういう広い立場、今までもより総合的な立場に立つて、港湾労働者の雇用の安定確保、そういう問題をこの審議会で御検討いただいで、前進した形の政策を生み出されるものと、そういう期待をいたしております。

○山本伊三郎君 これは港湾労働者が今有力な組合を作つて、いろいろと交渉されておるので、これは自主的な解決に待たざるを得ないと思うのですが、今の日本の労働問題として一番取り残された問題があるのは、先ほどあなたが触れたように、土産業に従事する、いわゆる大工とか左官とか、こういうような人は分散しておるために、組合を作つておることは少ない。これは今作りつつありますが、港湾労働者は今、大いな団結をして、ようやく前進しておるということになっておるのですが、労働省が、戦後、労働省として誕生した意義からいくと、先ほど言われたように、各省にまたがっておる。運輸省とか通産省にまたがっておるので、非常に総合的にやりにくいからこれをやる、と言われるが、労働省の存在の使命からいへば、労働問題については、他省に優先してこの問題をやはり指導していくのが建前じゃないかと思ふ。そういう点について、私は、今の労働省ができたときから見ると、非常に後退しておると思ふ。労働省内部を見まして。それじゃ、だめですよ。これは大臣に言うことです。大臣に言う、いつも、そうだと云うのですが、だから、こういう審議会を作つてやられるのは、私は悪いと

は言いませんが、もっと今までの手の打つところが私はあつたと思ふのです。それが放棄されております。今さら、港湾労働の問題が相当世界的な問題になつておる。世界の労働者が、日本の港湾労働者が全く、何といひますか、投げるというわけじゃない、力がないというようなことで、今度、太平洋沿岸各国の支援を得てやろうというのですが、やはり日本の労働者のいわゆる指導をしておる労働省としては、私はここで具体的にどうこうという組合の立場でいろいろ言うのではありませんが、国会議員として労働省に對して私が言いたいのは、きわめて消極的だと思ふ、そのことについて。この点について、総理府総務長官おられますが、どうですか。福永さんは、あの人は非常に人のいい人ですが、どうも私はいつもそう思つておるのですが、閣議じゃそうやる、いつも、こう言われておるのですが、どうもわれわれとしてはあきたらないのですが、これはあなたに尋ねるのは無理です、政治的な問題ですから。総理府総務長官、どうでしょうか。今後——閣議の内容を聞かぬのですが、どうも労働省が歯がゆいのですが、もう少し閣議で力を与えるように何とかできませんか。

○政府委員小平久雄君 御質問の御趣意が実はあまりよくわからないのですが、労働大臣は労働行政につきましても非常に御熱心で、また、御承知のとおり、非常に有能な方でありまして、十分その使命を果たされるものと考えております。

○委員長(河野謙三君) ちょっと私から関連して。運輸省の方、見えていますか。——今山本委員から、港湾関係

の労働者の方々の現在の賃金についての大体平均の御発表がありました。この港湾の作業、それから倉庫、いずれもこれは認可料率ですね。あなたのほうで現状において料率を認可しておられますか。この場合の基準になる賃金ベースは幾らになっていきますか。私はその点が非常に違ふんじゃないかと思ふんです。現状は、千二百円とか、千三百円とか、千五百円を港湾の労働者に払つておる。ところが、運輸省のほうは、これらの作業賃については認可料率でやつておる。この認可料率の基準になる賃金は、非常に低いところにある。激しく変わつていくから追いつけ切れないという点があるでしょう。一方、政府全体がすべての物価を上げるわけにはいかぬということ、心ならずも、そういう運輸省と労働省の間のちぐはぐの問題が起つておるということもあるでしょうが、それはそれとして、今後その対策の審議会でおやりになるでしょうが、それにしても、現状はあまりに私はかけ離れておるんじゃないかと、こう思ふんです。が、一体現在の認可料率の基準になつておる労働者の賃金その他については、どうなつておりますか。

○説明員(岡田良一君) 賃金の基準につきましても、現在認可料率を作りまして、労働省の統計を基礎といたしまして、その数字を賃金の基準にとつてやつております。ただ、賃金の改訂が、たとえば現在改訂するといふと、現在の労働省の統計といふものは発表されておられないので、たとえば現在改訂するといふと、去年の数字をとらざるを得ない。しかし、それ以外には適当な基準とすべき数字

字がありませんので、料率を改訂する場合に、一番近い、先ほど言われました労働省の数字を基準にして料率を算定しております。

○委員長(河野謙三君) そうしますと、先ほど御発表になつた数字が現行の作業賃の基準のベースになつておりますか。今の作業賃は一体いつきまつたんですか。今御発表になつた労働省の北川さんのお話は、最近の賃金ですね。ところが、今行なわれておる認可料率といふものはちょっと前のことですね。そこにズレがあるでしょう。しかもこの間非常に大きく変わつておるわけですよ。そこらところ、賃金の問題一つとらえても問題があると思ふんだな。そこらところ、港湾の問題が片づかない大きな原因があるわけなんで、その点どうですか。

○説明員(岡田良一君) 現在やつております料率は、去年の九月に設定した料率であります。それで、その統計をいたしましては、三十五年度におきまして労働省の発表の数字しか新しいものがないのでした。その数字をとつております。

○委員長(河野謙三君) そうすると、重ねて伺いますが、参考には、そのときは一体幾らになつておるか、具体的に。

○説明員(岡田良一君) 労働省の数字は、時間外手当その他賃金全部を含めた数字であります。で、私のほうでとつておりますのは、基本的な賃金のほかに、たとえば超過勤務手当であるとか、そういうものを個別にいろいろとつておきますので、具体的な数字は現在のところは、日雇いはか——これは基本的賃金だけですが、日雇いは

八百八十円、それから常用の船内は、これは一カ月二万二千五百円、二十五日稼働という計算にいたしております。これに超過勤務手当その他の諸手当を入れます。先ほどの労働省の発表されております統計にマッチするように入含んで計算しております。

○委員長(河野謙三君) 私、関連でありますからこれでやめますけれども、要するに、今のお話を伺つてみますと、統計は過去のものでなければ得られないんですからやむを得ませんけれども、大体これは一昨年のものになります。そうすると、現状の、先ほど北川さんの御発表になつたのと、今の認可料率の基準になつておる賃金とは、大体倍になつておる。これはもう役所で認可料率をやる以上は、どうしても労働省のほうに資料をもらつてやらなければ、労働省の資料がまた過去の統計にならなくちゃならぬということですがね。しかし、最近のように激しく変わつてきているときに、これはいつでもだんご食つたら彼岸だと思つて、昔やつたことと同じことをやつたつてしやうがないと思ふのだな。そこらところ、少し経済界の動きがとれなくなるところもあると思ふ。私は総務長官にも大いに各省を督促してもらいたいと思ふのですが、ひとつ特に総務長官に——総務長官は事業のこともよくおわかりになつておるはずだと思つておる。私はよく似た例を引いておるのですが、ネコのきん玉みたいにあつたから見えたつてしやうがないです。よ、先が見えなや。もっと先が見えなくちゃいけないと思ふのだ。私はその点も——私は山本さんもそれを言われると思ふのですが、結論としては、運

輸省のほうで——やはりこの審議会は審議会として、至急これらについての認可料率——現行の認可料率というのは非常に矛盾してある。これは至急私は是正される必要があると思うのです。審議会は審議会として、現にあなた方が今使っておる認可料率というのは、作業賃は現状はあなたたちが基準にしたものよりも倍になっているのだから、そこらところ、そこに港湾の非常な混乱の問題が一番大きく伏在していると思はるのです。これだけ私を希望申し上げて、関連で話が長くなりましたが、希望を申し上げます。私は質問を終わります。

○山本伊三郎君 委員長からだいぶ関連で言われましたが、とにかく私の言いたいの、そういう取り残された労働者、これに対してやはり労働省が——運輸省と特に関係があるようにですが、運輸省についても、それはやはり労働省が主導権を持つて労働問題は解決しなくちゃならぬと思はるのです。この点はひとつと福永労働大臣に伝えてもらいたいと思はるのです。いつも労働問題が、何といいますが、むずかしくなつて、デッド・ロックに乗り上げてきて、そしていろいろ問題を起すのですが、しかも、労働委員会でもこれがなかなかやれない。委員長今言われたように、やはり労働省といふものが設置されて、労働行政を担当してやっている以上は、そういう問題が煮え詰まつて最後のデッド・ロックに突き当たるまでに、いわゆる経営者または労働組合とある程度了解、納得のいくようなところまで私は行政措置が必要でなかつたかと思はる。でも、そういうことが労働省としては役

目でないのだというならば、どういう事態になつても、政府が強権で手を入れることは私はいけないというようになつてくると、やはり今から見ていると、経営者のほうに有利なような出方を政府がします。それでは私はもう労働省の存在といふものは必要ないと思はるのですが、こういう点はひとつ十分考へてもらいたい。私は時間がないので、いずれまたこの具体的な問題については質問する機会はあると思はるが、きょうは大変お疲れさへし、政府委員のあなた方に留つたつてそれは無理だと思はる。あなたの方のほうがよく御存じだけれども、今の政治組織ではやはり大臣が責任を持つているので、言いたいことも言えないと思はるのですから、無理ないと思はるのです。あなた方は腹の中はよくわかつていると思はるのですが、十分ひとつ考へてやつてもらいたいと思はる。それじゃ、きょうはこの港湾労働等対策審議会についての質疑はこれで一応とめておきます。

次に、交通基本問題調査会でございます。これは総理府総務長官に聞いておきたいのですが、現在あれは非公式といひますが、法律によらない労働問題関係懇談会といふものがやつて、積極的に動いておられるのですが、あなたがそれに対する主役を演じておられるようですが、それとこれは、法律上は全然無関係ですが、問題点は、一緒になつてくると思はるのですが、これができた場合に、今の交通関係懇談会、それはどうなるのです。

○政府委員(小平久雄君) 現在あります交通関係懇談会は、昨年十二月に閣議の決定によりまして発足をいた

してあるのであります。しこうして、それが設置されましたのは、申し上げるまでもなく、交通関係の行政が多方面にわたりますために、所管から申しまして各官省にまたがって、こういふことで、その間、関係大臣の意思を有機的に統一してやろう、こういうことで閣僚懇談会が設けられたわけでありました。したがって、本来交通行政の全般について、今申しましたような機能を果たしていくことをねらひたいと思はるわけでありまして、しかし、何分にもさしあたり大都市における交通が御承知のとおり状況でございますので、発足以来今日までは、当面する大都市の交通緩和の問題、あるいは交通安全の問題等を中心にして、今日までやつて参つておるわけでありまして、そこで、将来は、もちろん基本的な事項にわたりましたも、これを取り上げていかなければならぬと考えておりますが、ただいままでの経過は、今申すとおりになつておるわけでありまして、ところで、今回交通基本問題調査会を設置したい、こういうことは、実は、道交法の審議の際に、本院におかれましての御決議もございまして、また、若干趣旨は違ひようございしますが、衆議院におきましても道交法の附帯決議等もございまして、要するに、交通関係のことは、各般にわたつておるので、政府に強力な審議会等を設置して、各方面の意向を聞いて処置すべきである。衆議院のほうの決議は、若干強くなつておるかと思はるが、行政機能をむしろ一元化すべきだといふ方向に、より強く向いておると思はるが、そういう御決議もございまして、この問題は、広く国民の産業経済

生活はもろろんのこと、一般社会生活にも非常に重要な問題でございまして、交通関係に知識経験の多い方々等にも御参加をいただいて、交通に關する基本的な問題を、より広範な広い立場でひとつ検討していただくことが、この際適當であらう、こういう考へ方でございますが、この調査会が設置をされましたも、交通関係懇談会といふのは、先ほども申しましたとおりの使命を持つておりますので、もちろんこれを存続いたしまして、この審議会の答申、あるいは建議等につきまして、これを現実行政に反映していくにはどうするかという立場から、やはり閣僚懇談会でもこれを検討しに相ならうかと思はる。

○山本伊三郎君 運輸省のこの関係の方がおられますか、交通関係の——交通問題、これは確かに今の、時の問題として大きな問題です。毎日二十五人から四十人という範囲で全国で事故でなくなるし、非常に犠牲者も多いのでありますし、また、大都會では今総理府長官の言われましたように、そういうこの死傷者に対する犠牲は、もちろんわれわれとしては遺憾ですが、毎日通勤する人の状態を見ましても、これは通勤のときに、一日のその日の労働の意欲をもうすり減らすという状態は問題だと思はるのです。私もいつも小田急ですと通つておりますが、全くそれはもう殺人的です。女、子供はあのラッシュ・アワーで乗れないような状態であるのです。運輸省では、運輸審議会が相当今までのいろいろな検討されておると思はるのですが、運輸審議会といふのは、大佐、バスの路線を認可したり、それからそういう運賃の改訂を審議したり、そういうことだけですか。私は知りませんから教えてもらいたいのですが、そういう交通の全般の問題は、もうそういうものはあずかり知らないといふところですか。

○説明員(増川達三君) お答え申し上げます。運輸審議会は、運輸大臣の所管いたします重要事項全般につきましての諮問機関でございます。単に自動車、バス等の免許あるいは認可の問題だけではなくございせん。広く鉄道、港湾、自動車、海運その他大臣権限の重要事項を全部やつております。

○山本伊三郎君 そんなんですが、運輸審議会は相当早くに発足しているのですが、今日の大都會における交通の行き詰まりといふものは、そういう経験あるいは相当知識のある人が、また、実務家がそのメンバーになつておるといふことも聞いておるのですが、こういうところでもう少し早く今日の行き詰まりを見えなかつたものだらうか。わかつておるけれども、手を打つ法がなかつた、また、こういう問題で過去に答申されたかどうか。調べてくればいいのですが、時間がなくて調べておられませんが、今日の当面している問題について、運輸審議会はどういう問題を取り上げてどういふ答申をされてどういふ意見が出ておるか、これをちょっと聞かしていただきたい。

○説明員(増川達三君) 運輸審議会におきましては、運輸大臣権限のいろいろな免許あるいは認可等の関係事項につきましての諮問を受けて、これに対して答申をいたしておるのでございしますが、なお、これにも大臣に対する建

議の権限はございますけれども、ほとんど免許あるいは認可事案の審議とこれに基づき答申という事で手一ぱいでございまして、現在、交通、特に通勤通学等を中心とした都市交通問題につきましては、都市交通審議会のほうでいろいろ検討をさせていただいておるようなわけでございまして。したがって、都市交通審議会におきましては、すでに数回にわたりました答申が出ておりました。これに基づき、それぞれの措置をとっておるわけでございまして。

○山本伊三郎君 僕が冒頭に言いましたように、運輸審議会は、バスの免許、路線の免許とかそういうものだけじゃないかと言ったら、まあ法律の内容を見ると、今言われたように、重要事項の審議諮問に應ずるとか何とかあるのですが、やはり運輸審議会はその方面だけやっておられたというところは間違いないと思うのですが、都市交通審議会にしても、相当いろいろと答申もされておると思います。しかし、冒頭に言ったように、この審議会があつても、何かあれこれとしてはあきらないような気持をするのです。したがって、運輸審議会なんかはもう早くから発足しているのですから、もしそれをうまく運用すれば、今日の交通問題も、解決までいかなくても、相当問題がその当時から提起されておつたのじゃないかと思うのですが、今言われたように、免許とかそういうものに、ほとんど、もう手不足と言われますが、私は、手不足というよりも、政府がそういうものを諮問しておらなかったのじゃないかと思う。大臣が、そういうことは別問題だと、運

輸審議会はこういうことをやる仕事が仕事だと考えておつたのじゃないかと思う。したがって、私は、そういう点で、審議会はなるほど幾ら作つてもいいですよ、必要であれば作つてもいいですが、現在あるやつをフルに活用してやつていかなければ、一々一々、その問題々々に審議会を作つてやつても、あとからあとから、後手々々で、いつも問題が解決しないという事になると思う。今さらそんなことを苦情を言つても仕方ないですけれども、今度交通基本問題調査会を出されるのですが、何かしら今度のやつみな基本基本とつておるのですが、一体交通問題の基本的——基本問題調査会ってそんなむずかしいもんですか。今の交通の行き詰まりをどう打開するかという問題をここで扱うのじゃないですか。基本的、交通の基本的問題というのは、一体どういふことですか、ひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(小平久雄君) 今もちょっと申し上げましたが、現在閣僚懇談会等でもやつておられますが、当面する主として都市交通の緩和対策あるいは安全対策といふことが、そういうことが重点になつてやつておるわけでございまして、申し上げるまでもなく、交通というものは一つのまあ流れでございまして。したがって、近く実施しようとする東京都内の交通規制、これ一つをとつてみても、これが単にこれは東京の地域だけに關係する問題ではございせん、やや大げさに申せば、全国的にこれが影響を持つ。こういうた元來交通の性格からいってそういうことに相なると思ふのであります。したがって、交通というものは、ある一

つの地域なら地域だけについて考えるというのには基本的には必ずしも妥協でないのではないかと私も考えるわけでありまして。また、特定の路線なら路線だけについて考えることもこれはいかかなものだろうか。要するに、全国的に総合的な立場において交通というものを考えなければならぬのじゃないかと考えております。同時に、交通の問題は、将来における産業の姿あるいは人口の推移等ももちろん考えなければならぬでありまして、あるいは住宅問題等とももちろん関連してこれは考えなければならぬでありまして、そういういた工合に、各般の非常に影響し、また、関連するところが多いわけでありまして、それらを総合いたしまして、将来の交通施策というものはあるべきものだといふようなことをひとつ御検討いただくと。そのためには、お示しのとおり、現在、たとえば運輸省にも都市交通審議会であるとかそういうものがありますし、あるいは建設省にも道路審議会といつたようなものがあるものであります。が、いずれにしても、それらの既存のものは各省所管の事項に限つてそれぞれの立場から御審議いただいておると、こういうことでございまして、

が、從來のところ、総合的な立場で、また将来の、先ほど申しましたような問題との関連においてこれを御検討いただくという機関が、特に民間としての、民間の知識経験を生かしていただくという意味での機関がございせんので、今回設置をお願いしよう、といういふことでございまして。

○山本伊三郎君 まあ交通問題、交通基本問題調査会、まあ大体趣旨はわかるし、大体私も想定しておるのです。が、現在の都市交通、都市の交通の行き詰まりというものは、私は早くからこれは——大阪の例いふも引きませんが、思つておつたんですが、根本的な都市計画の問題です。これが解決しない限りは交通だけをどうこうするといつても、これはもう私は解決できないと私は考えておるのです。今日も難然として都市が形成されておる。ようやくいろいろと手をつけられておるが、今の法律ではどうにもならぬといふところまで行き詰まりがきております。もうすでに建つておる家をどこかには移転補償が相当高額になるといふ問題もある。したがって、私は、おそらく交通基本問題調査会でそういう問題もあわせて出さると思ふのです。これがやれない限りには、私は、交通だけを、どう地下鉄を敷こうか、どういふ工合にやろうか、私はできないと思ふ。住宅の問題、道路の問題、もちろんその交通機関敷く問題もあります。これがひとつ立ちあつておるために今日の私は交通の行き詰まりといふものがあると思ふ。で、東京都内、大都會、東京都内だけでもあつた道にバスなんか通すといふことそれ自体が私はもう無理であらうと思ふ。運輸省のほうではいろいろ認可されておるようですが、まあ住民の要望もありませんけれども、バスが通ればほかの通行する人も通れないといふところ、ところがバスを認可しなくちゃならぬといふことは、私は決してバスを通すことをいけな

る。これはもうみな都市計画の問題だと思ふ。この点について、時間がないから最後に、どうですか、今度の基本問題調査会もいですが、閣僚懇談会でもこういう問題は十分討議をされ、何か法律的措置のできるような考え方はないですか。土地収用法なんか改正されても、あれでは私は十分いけな

かと思ふのですが、その点について政府としてどういふ考え方におるか。こういう基本問題調査会で結論が出れば、はたしてどういふ措置をすればうまく都市交通が解決できる方向にいくかといふこと、そういう政府の考え方というものはないので、その点ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(小平久雄君) 先生のお話のように、特に都市の交通という問題に關しましては、都市計画といふものが從來合理的に必ずしもいってないかつたといふことが基本的である、こういう見方も当然これはまあ出て参ると思ひます。そこで、まあ政府におきまして、御承知のように、例の、まあ東京につきましては首都圏整備法といつたような法律もございまして、人口の都市への集中をまあ極力避けていくような方法、と同時にまた、いわゆる市街地開発といふようなことで、衛星都市的なものを開発をいたして、こういうことを着々と進められておるわけでありまして、それにもかかわらず、東京の人口といふものが年々相当ふえてきておると、こういう事情であることはもう御承知のとおりでござい

ます。そこで、一つの、まあ考え方といたしましては、東京にありまして、この官庁のうち、必ずしも東京になくてもよいものはこれを地方に出したら

は、

は、

あなた先に言ったのですが、そういうものを規制されたからといって罰則をたてに取り締まるということは、これは極力避けるべきだと思います。個々に当たっておる運転者については、いわゆる今の交通政策の犠牲とは言えないけれども、協力者なんです。したがって、十分指導をしてその警察官の態度なり十分教えるようにやってもいいと思います。それはあれが実施されて、一カ月や二カ月ではなかなかそれが徹底しませんよ。今度のやつ非常にはびくかしているのですから。だからその点は抜け目はないと思っておりますが、十分やってもらわなければいけないと思っております。しかし、これはもう一時的な措置であって、これは決して交通問題の根本的な問題を解決したとは言えない。できれば早く根本的に解決して、そういう若干でも産業に影響のある、また、日常都民生活に影響のあるようなやつは撤廃するということは政治の本筋だと思ふ。今の規制はやむを得ないとしても、これは十分取り締まりに当たる警察官の長識に私は訴えたいと思ふ。それと同時に、私ずっと見ているのですけれども、交通巡査は相当気の毒な立場ですね。巡査のうちでも、巡査でもわれわれあまり好まぬ巡査の仕事もありますが、交通関係についてはこれは私は非常に気の毒だと思つてゐるのです。そういう点で、交通巡査の数も他の警察業務に携わる警察官の比重からしても、この前、予算委員会でも答弁されておりましたが、非常に少ないのじゃないかと思つたのです。そういう点で、一時的でもそういう規制をして、変わり目のときには

交通関係の常任といいますが、そういう人以外に他の人を動員して、ある経過期間だけはそういう措置をとるということに警視庁あたり考えているのですか。その点は全部地方警察にまかしておるのですか。警察庁としてどういうお考えですか。

○説明員(西垣秀正君) 確かに御指摘のように、警察官が非常に不足でございます。特に交通警察官が不足ことは非常にはつきりいたしております。現在たしか全国で一万二千人ぐらの交通警察官がおりと思うのでございますが、これがパーセントとしますと約七割くらいでございます。各国の状況などに比較いたしますと、はるかにパーセントが少ないわけでございます。ほとんど車両がふえ、交通事故がふえて参つておりますのに対処いたしますという、どうしても警察官を増していかなければならないということに相なるわけでございますが、今度の規制にいたしましても、現在の警察官、交通担当の警察官だけではなかなか間に合わない面もあるいはあるのじゃないかというふうなことでございまして、できれば交番に立つております普通のオマわりさんというふうなものもある程度動員をいたしまして、この指導期間には対処していかなければならないのではないかと考えております。そういう点につきましては、現在警視庁が寄り寄り協議をいたしておりますが、当分そういうふうな段取りに相なるのじゃないかと存じております。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局